

和解及び損害賠償の額の決定について

1 本件の概要

令和 2 年度都市計画道路朝日竹の里線排水路改修工事によって生じた工作物の隙間及び亀裂に係る損失（以下「本件損失」という。）に関し、損害賠償の額を定め、これに伴う和解に関することについて、次のとおり和解しようとするもの

2 和解の相手方

住所 岩沼市竹の里三丁目
氏名

3 工作物の存する建物の所在地等

(1) 所在地

岩沼市竹の里三丁目

(2) 種類

擁壁、ブロック塀、フェンス、土間

(3) 内容

擁壁隙間、外部フェンス基礎亀裂、土間隙間、土間亀裂

4 和解等の要旨

(1) 市は、和解の相手方に対し、補償金 5 2 7 万 8 , 2 6 3 円の支払義務があることを認め、これを相手方に支払う。

(2) 市及び和解の相手方は、本件損失に関し、上記 4 (1)に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。